

定 款

小池酸素工業株式会社

小池酸素工業株式会社定款

第1章 総 則

第1条(商号)

当会社は、小池酸素工業株式会社と称する。

英文での表示は、KOIKE SANSO KOGYO CO.,LTD.とする。

第2条(目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種溶接・切断用機械、器具、装置の製造および販売
- (2) 各種溶接・切断用機械、器具、装置に関連する機械、器具、装置の製造および販売
- (3) 溶接・切断に関する自動化制御システムの製造および販売
- (4) 焼入装置ならびにこれに関連する金属加工機械の製造および販売
- (5) 機械器具設置工事業（機械器具の組立て等により工作物を建設し、または工作物に機械器具を取り付ける工事）
- (6) 産業廃棄物・一般廃棄物処理装置の製造および販売ならびに産業廃棄物・一般廃棄物処理業
- (7) 各種計量器ならびに配管機器の製造および販売
- (8) 酸素・窒素・アルゴン・炭酸ガス・ドライアイス・溶解アセチレン・液化石油ガス・水素・ヘリウムその他各種圧縮ガス・液化ガスの製造および販売ならびにこれに付帯する配管工事
- (9) 各種圧縮ガス・液化ガス製造用設備の製造および販売
- (10) 医療用ガス・医療用機器およびこれに関連する供給装置の製造および販売ならびにこれに付帯する配管工事および医療用機器の賃貸借
- (11) 医療品・医薬部外品および医療用具の販売
- (12) 各種超低温機器ならびに超高温機器の製造および販売
- (13) 半導体工業用特殊材料ガス、薬品ならびに関連装置の製造および販売
- (14) 食品添加物の製造および販売
- (15) 各種圧縮ガスならびに各種液化ガスの輸送、供給用機器の製造および販売
- (16) カーバイト・高圧容器・電気溶接機・溶接材料・鋼材・電気器具・工業用ガス継手・各種マグネット・ショックアブソーバー・各種工業用安全機器・安全保護具・防災消火機器ならびに関連有機合成化学商品の製造および販売
- (17) 前各号に掲げる機械・器具または設備ならびに各種商品の輸出および輸入
- (18) 不動産および動産の賃貸借ならびにその管理
- (19) スポーツに関する施設（テニスコート等）の企画・運営ならびにこれらに関する事業
- (20) 飲食店業（レストラン・喫茶店等）
- (21) 前各号に付帯関連する一切の業務のほか経営上必要と認める他事業への投融資

第3条(本店の所在地)

当会社の本店は、東京都墨田区に置く。

第4条(機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第 5 条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、1,791 万株とする。

第 7 条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第 8 条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 9 条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第 10 条（単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

第 11 条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第 12 条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

第 13 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 14 条（株主総会の招集）

定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを招集する。

第15条（招集権者）

株主総会は、法令の別段の定めがある場合を除いて、取締役会の決議にもとづいて取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がこれを招集する。

第16条（議長）

株主総会の議長は、取締役社長とする。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がこれにあたる。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除いて、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第19条（議事録）

株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第20条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会

第21条（員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は17名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第22条（選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任の決議については、累積投票によらないものとする。

第23条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第24条（代表取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうちから会社を代表する代表取締役若干名を選定する。

第25条（役付取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうちから取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第26条（取締役会の招集権者）

取締役会は、法令の別段の定めがある場合を除いて、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がこれを招集する。

第27条（取締役会の議長）

取締役会の議長は、取締役社長とする。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がこれにあたる。

第28条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集は、各取締役に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

第29条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

第30条（重要な業務執行の決定の委任）

取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第31条（取締役会規程）

取締役会の細目は、取締役会で定める取締役会規程による。

第32条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第33条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

第34条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第35条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集は、各監査等委員に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

第36条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席して、その出席監査等委員の過半数をもって行う。

第37条（監査等委員会規程）

監査等委員会の細目については、監査等委員会で定める監査等委員会規程に

よる。

第6章 会計監査人

第38条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第39条（任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

第40条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第41条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第42条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第96期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

以 上

制 定 記 錄		
制定 昭和11年12月8日	改定 昭和38年9月10日	改定 平成13年6月28日
改定 昭和28年2月1日	改定 昭和39年5月30日	改定 平成13年10月1日
改定 昭和29年4月20日	改定 昭和39年11月30日	改定 平成14年6月27日
改定 昭和29年6月12日	改定 昭和41年11月25日	改定 平成15年6月27日
改定 昭和29年9月8日	改定 昭和44年5月24日	改定 平成16年6月29日
改定 昭和30年3月22日	改定 昭和47年5月30日	改定 平成17年6月29日
改定 昭和31年12月29日	改定 昭和50年5月30日	改定 平成18年6月29日
改定 昭和32年6月30日	改定 昭和57年6月29日	改定 平成21年6月26日
改定 昭和33年1月13日	改定 昭和58年6月29日	改定 平成22年1月6日
改定 昭和33年5月1日	改定 昭和63年6月29日	改定 平成28年6月29日
改定 昭和34年1月24日	改定 平成3年6月27日	改定 平成29年10月1日
改定 昭和35年8月16日	改定 平成6年6月29日	改定 平成30年6月27日
改定 昭和37年9月5日	改定 平成10年6月26日	改定 令和元年6月26日
改定 昭和37年11月30日	改定 平成12年6月29日	改定 令和3年6月25日